

暦年贈与、駆け込みの条件

書面や入金、年内の日付で

「今年中に暦年贈与を始める」と相続税の節税で有利になると聞いた。詳しく教えてほしい」。辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は11月に入って、こんな質問を受けることが増えた。2023年度税制改正を受けて24年からの贈与分の扱いが厳しくなるため、年末までに駆け込みで贈与をしようと考えている人が多いという。

相続税は相続人が被相続人（亡くなった人）から引き継いだ財産額に税率を掛けて計算する。生前に贈与で相続人に財産を渡すと相続財産がその分だけ減り、相続税を抑えられる。財産を受け取る人は贈与税の対象になるが、贈与額が1人につき年110万円までなら贈与税はかからない。このため相続人に毎年贈与して相続税を節税する「暦年贈与」を利用する人は富裕層を中心に多い。

ただし過度な節税を防ぐため、相続開始（被相続人の死亡）前3年間の贈与は相続財産に加算するルールがある。23年度改正では加算対象期間の3年を7年に拡大することが決まり、24年1月以降の贈与から相続開始日に応じて段階的に延長する。

具体的には相続開始日が24年1月～26年12月なら開始前3年間、27年1月～30年12月なら24年1月～相続開始日まで、31年1月以降なら開始前7年間が加算期間となる。加算する際は開始前4～7年間の贈与分から100万円を差し引く仕組みとなっている。

23年12月までの贈与はどうか。相続開始日が26年12月までなら開始前3年間が対象になり、「27年1月以降に亡くなれば加算されない」（藤曲武美税理士）。このため27年1月以降に相続開始が見込まれ、相続税も発生する可能性がある人の間で年内の駆け込み贈与に関心が強いという。

24年に贈与を始めても相続開始が32年なら、24年分は開始前7年間から外れるため加算対象に含まれない。今年から贈与して31年に死亡する場合と同じ節税効果は得られる。ただ相続開始日が同じ27年以降なら、今年に贈与を始める方が来年始めるより多く贈与できる。さらにその分は加算もされず、節税効果が高いため「今年中に始めて相続税に備えたい」という人が目立つ」と浅野氏は話す。

では年内に暦年贈与を始めるのとどれくらい節税効果があるのか。一人暮らしの母に預金2億円の資産があり、母が亡くなる31年3月の前年まで長男と長女に年110万円ずつ暦年贈与をするケースでみてみよう。

贈与時期	相続開始日	対象期間
2023年12月31日まで	26年12月31日まで	相続開始前3年間
	27年1月1日～	加算されず
24年1月1日以降	24年1月1日～26年12月31日	相続開始前3年間
	27年1月1日～30年12月31日	24年1月1日～相続開始日
	31年1月1日～	相続開始前7年間

暦年贈与で相続税を減らすイメージ			
家族構成と財産	母(70歳)	長男(43歳)	長女(40歳)
	預金2億円		
暦年贈与の方法	母が亡くなる2031年3月の前年まで長男と長女に年110万ずつ暦年贈与		

暦年贈与の開始時期	23年から (計8年、1760万)	24年から (計7年、1540万)	利用せず
相続財産への加算額	1440万※		0
課税対象の相続財産額	1億9680万	1億9900万	2億
相続税額(節税額)	3244万(96万)	3310万(30万)	3340万(0)

(注)※は110万×2人×7年＝100万

年内に暦年贈与を始める場合の注意点

贈与の合意を書面で残す

- 12月31日までに作成し、日付を明記する
- 公証役場で手続きをするのも一案

贈与財産移転の証拠を残す

- 年内の日付で金融機関の口座に振り込む
- 現金の手渡しは避ける

与する方が有利になる計算だ。注意が必要なのは「暦年贈与を23年に始めたという明確な記録を残すこと」とランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は話す。相続が将来発生し相続税の税務調査を受けた場合に、今年の贈与は23年に実施したという証拠になり、加算対象外になるためだ。記録を残す方法は主に2つある。一つは年内に贈与の契約書を作り、日付を明記することだ。贈与は贈与する人とされる人の合意がある場合に成立する。口頭による合意でも有効とされるが、税務調査では実際に贈与があったことを示す証拠としてみなされず贈与を否認される可能性が大きい。契約書は自分で作成した私文書でも有効で贈与金額、日付、贈与する人とされる人の住所、氏名、なつ印などが必要。公証役場で確定日付を付与してもらうのも一案になる。公証人が私文書に日付のある印を押し、その日に文書が存在していたことを確実に示せる。もう一つは贈与をする人の金融機関の口座から贈与される人への口座に年内の日付で振り込みをすること。振り込みの記録が証拠として残る。国税庁の通達によると、契約書がなくても年内日付の入金なら有効とされる。金融機関の年末休業を考慮し、早めに対応することが大切だ。（後藤直久）